議案第25号

三朝町条例の地番の表記の整理等に関する条例の設定について

次のとおり三朝町条例の地番の表記の整理等に関する条例を設定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項の規定により、本議会の議決を求める。

平成22年３月10日

三朝町長　　吉　田　秀　光

三朝町条例の地番の表記の整理等に関する条例

（三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第１条　三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和44年三朝町条例第１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr>
<td>（設置）
第２条　町民の心身の健全な発達に寄与するため、次のとおり三朝町立社会体育施設（以下「体育施設」という。）を設置する。
<table>
<tr><th>施設名</th><th>設置場所</th></tr>
<tr><td>町民プール</td><td>三朝町大字本泉510番地
三朝町大字穴鴨198番地５</td></tr>
<tr><td colspan="2">略</td></tr>
<tr><td>町営三朝陸上競技場</td><td>三朝町大字本泉769番地１</td></tr>
</table>
</td>
<td>（設置）
第２条　町民の心身の健全な発達に寄与するため、次のとおり三朝町立社会体育施設（以下「体育施設」という。）を設置する。
<table>
<tr><th>施設名</th><th>設置場所</th></tr>
<tr><td>町民プール</td><td>三朝町大字本泉510番地
三朝町大字穴鴨198番地の５</td></tr>
<tr><td colspan="2">略</td></tr>
<tr><td>町営三朝陸上競技場</td><td>三朝町大字本泉769番地の１</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

竹田地区町民体育館 三朝町大字穴鴨 191 番地２ 略	竹田地区町民体育館 三朝町大字穴鴨 191 番地の２ 略

（三朝町役場の位置を変更する条例の一部改正）

第２条　三朝町役場の位置を変更する条例（昭和50年三朝町条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
三朝町役場の位置を定める条例 地方自治法(昭和22年法律第67号)第４条第１項の規定に基づき、三朝町役場の位置を次のとおり定める。 三朝町大字大瀬 999 番地２	三朝町役場の位置を変更する条例 三朝町役場の位置を次のとおり変更する。 三朝町大字大瀬 999 番地の２

（小鹿地区多目的研修会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第３条　小鹿地区多目的研修会施設の設置及び管理に関する条例（昭和56年三朝町条例第１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後	改正前
（設置） 第２条　小鹿地区の農林業の振興及び農村の社会教育等地域住民の自主的活動を助長し、住民福祉の向上を図る拠点として、小鹿地区多目的研修会施設(以下「研修会施設」という。)を三朝町大字高橋 167 番地３に設置す	（設置） 第２条　小鹿地区の農林業の振興及び農村の社会教育等地域住民の自主的活動を助長し、住民福祉の向上を図る拠点として、小鹿地区多目的研修会施設(以下「研修会施設」という。)を次のとおり設置する。

<table>
<tr><td>る。</td><td><table><tr><td>名称</td><td>設置場所</td></tr><tr><td>小鹿地区多目的研修会施設</td><td>三朝町大字高橋 167 番地の３</td></tr></table></td></tr>
</table>

（三朝町地域民芸品等保存伝習施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第４条　三朝町地域民芸品等保存伝習施設の設置及び管理に関する条例（昭和59年三朝町条例第６号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>（設置）
第２条　山村において伝承されてきた工芸技術及び文化的所産を保存伝習し、農林業資源の活用と町民の就業機会の増大を図るため、三朝町地域民芸品等保存伝習施設（以下「保存伝習施設」という。）を<u>三朝町大字三朝 199 番地１に</u>設置する。</td><td>（設置）
第２条　山村において伝承されてきた工芸技術及び文化的所産を保存伝習し、農林業資源の活用と町民の就業機会の増大を図るため、三朝町地域民芸品等保存伝習施設（以下「保存伝習施設」という。）を<u>次のとおり</u>設置する。<table><tr><td>名称</td><td>設置場所</td></tr><tr><td>三朝町地域民芸品等保存伝習施設</td><td>三朝町大字三朝 199 番地の１</td></tr></table></td></tr>
</table>

（三朝町生活文化センター・町立みささ図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第５条　三朝町生活文化センター・町立みささ図書館の設置及び管理に関する条例（平成２年三朝町条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>（図書館の設置）</td><td>（図書館の設置）</td></tr>
</table>

第２条　町民の生活及び文化的教養の向上に寄与するため、三朝町生活文化センター・町立みささ図書館（以下「図書館」という。）を三朝町大字大瀬 999 番地２に設置する。	第２条　町民の生活及び文化的教養の向上に寄与するため、三朝町生活文化センター・町立みささ図書館（以下「図書館」という。）を三朝町大字大瀬 999 番地の２に設置する。

（三朝町立福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第６条　三朝町立福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成４年三朝町条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
（設置） 第２条　町民に対する福祉サービスを総合的に行う活動の拠点として、三朝町立福祉センター（以下「福祉センター」という。）を三朝町大字横手 50 番地４に設置する。	（設置） 第２条　町民に対する福祉サービスを総合的に行う活動の拠点として、三朝町立福祉センター（以下「福祉センター」という。）を三朝町大字横手 50 番地の４に設置する。

（三朝町ふるさと健康むらの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第７条　三朝町ふるさと健康むらの設置及び管理に関する条例（平成５年三朝町条例第９号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
（設置） 第１条　町民の余暇活動と交流を助長し、もって町民の健康で文化的な生活の向上に資するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の２第１項の規定に基づき、三朝町ふるさと健康むら（以下「健康むら」という。）を三朝町大字横手 15 番地１に設置する。	（設置） 第１条　町民の余暇活動と交流を助長し、もって町民の健康で文化的な生活の向上に資するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の２第１項の規定に基づき、三朝町ふるさと健康むら（以下「健康むら」という。）を三朝町大字横手 15 番地の１に設置する。

（利用の許可） 第７条　健康むらを利用しようとする者で、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ指定管理者に申請して、その許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。 （１）～（４）　略 ２～４　略 （利用の停止、条件の変更及び許可の取消） 第９条　指定管理者は、健康むらの管理上特に必要があるとき又は利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用を停止し、利用条件を変更し、又は利用の許可を取り消すことができる。 （１）～（３）　略 ２　利用者が、前項各号のいずれかに該当する理由により同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても町及び指定管理者は、その責めを負わない。	（利用の許可） 第７条　健康むらを利用しようとする者で、その利用が次の各号の１に該当する場合は、あらかじめ指定管理者に申請して、その許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。 （１）～（４）　略 ２～４　略 （利用の停止、条件の変更及び許可の取消） 第９条　指定管理者は、健康むらの管理上特に必要があるとき又は利用者が次の各号の１に該当するときは、当該利用を停止し、利用条件を変更し、又は利用の許可を取り消すことができる。 （１）～（３）　略 ２　利用者が、前項各号の１に該当する理由により同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても町及び指定管理者は、その責めを負わない。

（三朝町総合文化ホール・交流促進センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第８条　三朝町総合文化ホール・交流促進センターの設置及び管理に関する条例（平成７年三朝町条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
（設置） 第２条　町民の生涯学習及び健康づくりの推進並びに都市との交流等交流を促進するための拠点として、三朝町総合文化ホール・交流促進センター（以下「総合文化ホール」という。）を三朝町大字大瀬 999 番地２に設置する。	（設置） 第２条　町民の生涯学習及び健康づくりの推進並びに都市との交流等交流を促進するための拠点として、三朝町総合文化ホール・交流促進センター（以下「総合文化ホール」という。）を三朝町大字大瀬 999 番地の２に設置する。

（三徳山ふるさと自然のみちウォーキングセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第９条　三徳山ふるさと自然のみちウォーキングセンターの設置及び管理に関する条例（平成10年三朝町条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
（設置） 第２条　町民の余暇活動と交流を助長し、自然とのふれあいや自然環境に関する意識を高め、もって町民の健康で文化的な生活の向上に資するため、三徳山ふるさと自然のみちウォーキングセンター（以下「ウォーキングセンター」という。）を三朝町大字三徳1095番地３に設置する。	（設置） 第２条　町民の余暇活動と交流を助長し、自然とのふれあいや自然環境に関する意識を高め、もって町民の健康で文化的な生活の向上に資するため、三徳山ふるさと自然のみちウォーキングセンター（以下「ウォーキングセンター」という。）を三朝町大字三徳1095番地の３に設置する。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。